

札幌医科大学学位論文審査規程（平成19年4月1日規程第96号）

（趣旨）

第1条 札幌医科大学学位規程（平成19年規程第95号。以下「学位規程」という。）に基づく学位論文の審査は、この規程の定めるところによる。

（学位の請求又は申請の資格要件）

第2条 学位規程第3条第1項第2号の規定に基づき、修士の学位を請求することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学大学院保健医療学研究科博士課程前期（以下「研究科博士課程前期」という。）に1年6月以上在学し、2年終了までに所定の授業科目について30単位以上を修得し得る見込みの者
- (2) 研究科博士課程前期に2年以上在学して所定の授業科目について30単位以上を修得し、又は修得し得る見込みの者で、引き続き在学中の者（再入学の者を含み、休学中の者を除く。）
- (3) 研究科博士課程前期に1年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し得る見込みの者で、優れた研究業績を上げた者

第3条 学位規程第3条第1項第3号の規定に基づき、博士（医学）の学位を請求することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学大学院医学研究科博士課程（以下「研究科博士課程」という。）に3年6月以上在学し、4年終了までに所定の授業科目について30単位以上を修得し得る見込みの者
- (2) 研究科博士課程に4年以上在学して所定の授業科目について30単位以上を修得し、又は修得し得る見込みの者で、引き続き在学中の者（再入学の者を含み、休学中の者を除く。）
- (3) 研究科博士課程に2年6月以上在学し、3年終了までに所定の授業科目について32単位以上を修得し得る見込みの者で、優れた研究業績を上げた者

第4条 学位規程第3条第1項第3号の規定に基づき、博士（医学を除く。）の学位を請求することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学大学院保健医療学研究科博士課程後期（以下「研究科博士課程後期」という。）に2年6月以上在学し、3年終了までに所定の授業科目について30単位以上を修得し得る見込みの者
- (2) 研究科博士課程後期に3年以上在学して所定の授業科目について10単位以上を修得し、又は修得し得る見込みの者で、引き続き在学中の者（再入学の者を含み、休学中の者を除く。）
- (3) 研究科博士課程後期に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学し、2年終了までに所定の授業科目について10単位以上を修得し得る見込みの者で、優れた研究業績を上げた者

第5条 学位規程第3条第1項第4号の規定に基づき、博士（医学）の学位を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、医学研究科委員会を構成する教授1名以上の推薦又は紹介がなければならない。

- (1) 本学医学研究科博士課程に4年以上在学し、所定の授業科目について30以上の単位を修得して退学した者
- (2) 別表第1の「大学学部等」の欄に掲げる大学等を卒業し、当該大学学部等の区分に応じた同表の「研究歴」の欄に掲げる研究歴を有する者
- (3) その他、医学研究科委員会において前各号の者と同等以上と認める研究歴を有する者

第6条 学位規程第3条第1項第4号の規定に基づき、博士（医学を除く。）の学位を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、保健医療学研究科委員会を構成する教授1名以上の推薦又は紹介がなければならない。

- (1) 博士課程後期に3年以上在学し、所定の授業科目について10以上の単位を修得して退学した者

(2) 別表第1に掲げる大学院保健医療学研究科博士課程前期(修士課程)を終了し、同表の「研究歴」の欄に掲げる研究歴を有する者

(3) その他、保健医療学研究科委員会において前各号の者と同等以上と認める研究歴を有する者

(研究歴)

第7条 第5条第2号及び第3号の研究歴は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 大学の専任の職員として研究に従事した期間

(2) 大学又は他大学の医学研究科博士課程を退学した者の、当該医学研究科博士課程に在学した期間

(3) 本学又は他大学の研究生として専ら研究に従事した期間

(4) 前各号と同等以上と認められる研究に従事した期間

第8条 第6条第2号及び第3号の研究歴とは、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 大学又は短期大学の看護学、理学療法学又は作業療法学専任の職員として研究に従事した期間

(2) 国公立研究機関の看護学、理学療法学又は作業療法学の職員として研究に従事した期間

(3) 本学又は他大学の保健医療学研究科博士課程後期を退学した者の、当該保健医療学研究科博士課程後期に在学した期間

(4) 本学又は他大学の研究生として専ら研究に従事した期間

(5) 前各号と同等以上と認められる研究に従事した期間

(学位申請研究歴審査委員会)

第9条 学位規程第3条第1項第4号の規定に基づき学位論文を提出しようとする者の研究歴を事前に審査するため、それぞれの研究科委員会に学位申請研究歴審査委員会(以下「研究歴審査委員会」という。)を置く。

2 研究歴審査委員会に、若干名の委員を置く。

3 前項の委員は、研究科長が研究科委員会構成員の中から任命する。

4 研究歴審査委員会は、研究科長が必要と認めたときに、第1項の規定による審査を行うものとする。

5 研究歴審査委員会は、第1項の審査を行ったとき、その結果を研究科長に報告するものとする。

(論文の受理)

第10条 学位規程第9条の規定により提出された学位論文は、次のとおり受理するものとする。

(1) 研究科長は、提出された学位論文その他必要な資料を、研究科委員会の会議を招集する1週間前までに各委員に配布する。

(2) 第5条の規定により推薦又は紹介した教授は、推薦又は紹介した理由及び提出された関係資料について所要の説明をする。

(3) 研究科委員会は、前号の説明の後、無記名投票により当該論文の受理の可否を議決するものとし、議決の方法は、学位規程第13条を準用するものとする。

第11条 前条の規定は、第2条第3号、第3条第3号及び第4条第3号に該当する者に係る学位論文の受理について準用する。この場合、前条第2号中「第5条の規定により推薦又は紹介した教授は、推薦又は紹介した理由」とあるのは、「指導教授は、当該論文提出者が優れた研究業績を上げた者であるとする理由」と読み替えるものとする。

(論文審査委員会の構成等)

第12条 研究科長は、学位規程第12条第1項の規定により、学位論文審査委員会を設けようとするときは、審査に付すべき学位論文及びその要旨を、研究科委員会の招集予定日の1週間前までに各委員に配布しなければならない。ただし、第10条(前条の規定により準用される場合を

含む。)の規定により論文の受理が決定されたものについては、この限りではない。

2 指導教授又は推薦教授若しくは紹介教授は、前項の研究科委員会において、関係論文の要旨その他必要な事項について説明する。

3 研究科委員会は、前項の説明及び配布された資料に基づき、学位論文審査委員会の構成を定め、論文審査委員を無記名投票により選出する。

(審査の方法)

第13条 学位論文の審査は、論文提出者を出頭させ当該論文の内容の説明を求め、又は論文に関連する事項について試問を行うものとする。

2 学位規程第8条第2項の規定により行う外国語の試験は、前項の審査の前に英語について行うものとする。

3 学位論文の審査並びに学位規程第6条の規定により行う最終試験及び学位規程第8条の規定により専攻学科について行う試験には、学位論文審査委員会の議により、委員以外の教授又は関係者を参加させることができる。ただし、当該委員会の判定に加えることはできない。

(雑則)

第14条 この規程施行上の疑義は、研究科委員会の決定するところによる。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日規程第6号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。